



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 40 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

水産業協同組合法施行細則

(水 産 課)

公布された条例等のあらまし

水産業協同組合法施行細則 (規則第38号)

1 規則の概要

- (1) 知事に提出する申請書等に添付する書類を定めることとした。(第4条・第13条関係)
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

水産業協同組合法施行細則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第38号

水産業協同組合法施行細則

水産業協同組合法施行細則 (平成12年島根県規則第99号) の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号。以下「法」という。) の施行については、水産業協同組合法施行令 (平成5年政令第328号。以下「政令」という。)、水産業協同組合法施行規則 (昭和58年農林水産省令第45号。以下「省令」という。) 及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令 (平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「信用事業等命令」という。) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「組合」とは、法第2条に規定する水産業協同組合のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 漁業協同組合 (県の区域を超える区域を地区とするものを除く。)
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業協同組合連合会 (県の区域を超える区域を地区とするもの及び県の区域を地区とするものを除く。)
- (4) 水産加工業協同組合 (県の区域を超える区域を地区とするものを除く。)

(資源管理規程の認可の申請等)

第3条 組合は、法第11条の2第1項 (法第92条第1項において準用する場合を含む。) の規定により資源管理規程の設定又は変更の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 設定又は変更の理由を記載した書面

- (2) 設定の場合にあつては、資源管理規程
- (3) 変更の場合にあつては、資源管理規程の新旧条文の対照表
- (4) 設定又は変更の議決をした総会又は総代会の議事録の謄本
- (5) 法第11条の2第3項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書面
- (6) 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条第1項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和24年法律第267号)第8条第1項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則(以下この号において「漁業権行使規則等」という。)が存する場合にあつては、資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書面

2 組合は、政令第3条第3項の規定により資源管理規程の廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 廃止の理由を記載した書面
- (2) 廃止の議決をした総会又は総代会の議事録の謄本
(信用事業規程の認可の申請)

第4条 組合は、法第11条の4第1項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の設定の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 設定の理由を記載した書面
- (2) 事業計画書
- (3) 信用事業規程
- (4) 設定の議決をした総会又は総代会の議事録の謄本

2 組合は、法第11条の4第3項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 変更又は廃止の理由を記載した書面
- (2) 変更の場合にあつては、信用事業規程の新旧条文の対照表
- (3) 変更又は廃止の議決をした総会又は総代会の議事録の謄本
(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可の申請)

第5条 組合は、法第11条の5の規定により地方公共団体等に対する貸付けの総額の最高限度の認可を受けようとするときは、申請書に認可を受けようとする理由を記載した書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(共済規程の認可の申請)

第6条 組合は、法第15条の2第1項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の設定の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 設定の理由を記載した書面
- (2) 事業計画書
- (3) 共済規程
- (4) 設定の議決をした総会又は総代会の議事録の謄本

2 組合は、法第15条の2第2項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 変更又は廃止の理由を記載した書面
- (2) 変更の場合にあつては、共済規程の新旧条文の対照表
- (3) 変更又は廃止の議決をした総会又は総代会の議事録の謄本
(役員を選任又は総会の招集の請求)

第7条 組合員その他の利害関係人は、法第43条第1項(法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により役員を選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 請求の理由を記載した書面
 - (2) 予定する仮理事の住所、氏名及び略歴を記載した書面
- 2 組合員その他の利害関係人は、法第43条第1項の規定により役員を選挙し、又は選任するための総会の招集を請求しようとするときは、請求書に請求の理由を記載した書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(定款変更の認可の申請)

第8条 組合は、法第48条第2項(法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 変更の理由を記載した書面
 - (2) 定款の新旧条文の対照表
 - (3) 変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 2 出資1口の金額を減少することについて定款の変更の認可を受けようとする場合は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 法第53条第1項(法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
 - (2) 法第53条第2項(法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告の内容を記載した書面
- 3 漁業及びこれに附帯する事業を営むことについて定款の変更の認可を受けようとする場合は、第1項に掲げる書類のほか、法第17条第2項の規定による同意を得たことを証する書面を添えなければならない。

(信用事業の譲渡の認可の申請等)

第9条 組合は、法第54条の2第3項の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡の理由を記載した書面
 - (2) 譲渡を議決した総会(一部の譲渡の場合にあっては、総会又は総代会)の議事録の謄本
 - (3) 譲渡契約書の謄本
 - (4) 譲渡をした日における財産目録及び貸借対照表
 - (5) 法第54条の2第6項において準用する法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書面
- 2 組合は、法第54条の2第7項の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、届出書に同条第4項の公告の内容を記載した書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(共済事業の全部譲渡等の届出)

第10条 組合は、法第54条の4第4項において準用する法第54条の2第7項の規定により共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡又は移転の理由を記載した書面
- (2) 譲渡又は移転の議決をした総会の議事録の謄本
- (3) 譲渡契約書又は移転契約書の謄本
- (4) 法第54条の4第3項において準用する法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書面

(設立の認可の申請)

第11条 発起人は、法第63条第1項(法第86条第3項、第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。)の規定により組合の設立の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 定款

- (2) 事業計画書
- (3) 設立趣意書
- (4) 設立経過報告書
- (5) 発起人及び役員の住所、氏名及び略歴を記載した書面
- (6) 創立総会の議事録の謄本
- (7) 役員選挙録の謄本

(解散の認可の申請)

第12条 組合は、法第68条第2項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第2項の規定により解散の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 解散の理由を記載した書面
- (2) 解散の議決をした日における財産目録及び貸借対照表
- (3) 解散の議決をした総会の議事録の謄本

(解散の届出)

第13条 組合は、法第68条第5項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第5項(会員がいなくなったことにより解散した場合に限る。)の規定により解散の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類(第1号に掲げる書類にあっては漁業協同組合連合会が届け出る場合を除き、第2号に掲げる書類にあっては漁業協同組合連合会が届け出る場合に限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 組合員(准組合員を除く。)が20人(漁業生産組合にあっては7人、水産加工業協同組合にあっては15人)未満となった年月日を記載した書面
- (2) 会員がいなくなった年月日を記載した書面
- (3) 解散に至る経過の概要を記載した書面
- (4) 第1号又は第2号に規定する日における財産目録及び貸借対照表

(合併の認可の申請)

第14条 組合は、法第69条第2項(法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定により合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 各組合の合併基準日の財産目録及び貸借対照表
- (2) 合併後存続する組合又は合併により設立される組合の定款及び事業計画書
- (3) 合併契約書の謄本
- (4) 法第69条第4項(法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を完了したことを証する書面
- (5) 合併経過報告書
- (6) 合併の議決をした各組合の総会の議事録の謄本

2 合併により組合を設立する場合は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 設立委員及び役員の住所、氏名及び略歴を記載した書面
- (2) 設立委員会の議事録の謄本
- (3) 合併により設立される組合の理事の3分の2以上が准組合員以外の組合員であることを証する書面

(登記完了の報告)

第15条 組合は、法第101条から第107条まで又は第109条の規定による登記を完了したときは、その日から2週間以内に、報告書に登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

(総会又は総代会に関する報告)

第16条 組合は、総会又は総代会が終了したときは、その日から2週間以内に、報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 総会又は総代会の議事録の謄本

(2) 総会又は総代会に提出した資料

(役員等に関する報告)

第17条 組合は、役員又は参事若しくは会計主任(以下この条において「役員等」という。)に変更があったときは、その日から2週間以内に、報告書に変更のあった役員等の住所、氏名及び略歴を記載した書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第18条 組合(信用事業を行うもの、県の区域を地区とするもの及び漁業協同組合連合会を除く。)が法、政令、省令、信用事業等命令又はこの規則の規定により知事に提出する書類(第3条、第6条、第8条若しくは第15条から前条までに規定するもの又は法第17条第4項の規定により提出するものに限る。)は、所轄の支庁又は水産事務所の長を経由しなければならない。

(申請書等の様式)

第19条 法、政令、省令、信用事業等命令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書等の様式については、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

